

公示 第660号

令和7年4月9日
ダスキン健康保険組合
理事長 松 重 泰 子



「ダスキン健康保険組合同規約の一部変更」について

ダスキン健康保険組合同規約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、公示いたします。

記

以上

第7条の2に次の1項を加える。

(議員の任期)

第7条

2. 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了後であるときは、前任者の任期満了の翌日から起算する。

第21条の2に次の1項を加える。

(組合会の議決事項)

第21条

2. 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第18条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる
 - (1) 議員の疾病、負傷
 - (2) 議員に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請

第22条の2を次のように改める。

(会議録の作成)

第22条

2. 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

第22条の3に次の1項を加える。

第22条

- 3. 書面による議決を行った場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

第22条の4に次の1項を加える。

第22条

- 4. 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決を行った場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

第27条を次ように改める。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。ただし、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りではない。

附則

この規約は、令和7年5月1日から施行する。

以上